

## 剰余金の配当に関する基準日設定公告

令和4年3月15日

株主各位

当社は、令和4年3月31日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、剰余金の配当（第23期第1四半期配当）の支払を受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー  
株式会社リンクアンドモチベーション  
代表取締役 小 笹 芳 央